**令和８年（フ）第３２２号**
群馬県前橋市天川大島町三丁目４番地16　グランノワール　102号、旧住所埼玉県草加市西町291番地６　エスタディオ草加102号
債務者　立花姫花（旧姓鬼頭）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和８年（フ）第２４０号**
群馬県高崎市井野町757番地２　グリーンハイツＤ101号
債務者　山口　裕康
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**令和８年（フ）第２４２号**
群馬県高崎市下豊岡町183番地２
債務者　山本明日香
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**令和８年（フ）第８３号**
新潟県燕市秋葉町１丁目５番10号
債務者　丸山　輝実
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
新潟地方裁判所三条支部

**令和８年（フ）第８９号**
新潟県燕市一ノ山一丁目10番地　サンガーデン一ノ山一丁目Ａ202号
債務者　加瀬　哲博
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
新潟地方裁判所三条支部

**令和８年（フ）第２０４号**
愛知県一宮市木曽川町黒田五ノ通り14番地
木曽川コーポラス411号
債務者　日下部真司
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**令和８年（フ）第２２８号**
福井市一本木町52、住民票上の住所愛知県岩倉市八剱町渕之上61番地１
債務者　三島　旭博
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**令和８年（フ）第７５８号**
大阪府松原市南新町１丁目14番１号
債務者　佐藤　孝浩
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和８年（フ）第８０１号**
大阪府藤井寺市藤井寺３丁目４番43―103号
債務者　荒木　篤子（旧姓寄田）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和８年（フ）第８０２号**
大阪府松原市天美我堂５丁目８番13号
債務者　金原　里奈
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和８年（フ）第８２４号**
堺市西区山田３丁913番地３　ボナンザ南山田112号、前住所大阪府大東市御領１丁目11番２号
債務者　石田　浩一
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和８年（フ）第８３４号**
大阪府松原市田井城５丁目１番７号
債務者　横田　美優（旧姓平松）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和８年（フ）第８４０号**
大阪府松原市上田２丁目13番８―608号
債務者　西村　宗真
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和８年（フ）第８４３号**
堺市堺区砂道町１丁３番19―202号
債務者　中倉　彩華（旧姓東井）
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和８年（フ）第８９３号**
堺市堺区出島海岸通１丁16番４号　ゴールデンパレス301号
債務者　茶園裕美子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和８年（フ）第８９４号**
堺市堺区出島海岸通１丁16番４号　ゴールデンパレス301号
債務者　茶園　菜摘
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和８年（フ）第９１１号**
堺市堺区大浜北町２丁２番22号　フェニックスさかい201号
債務者　須藤　沙織
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係